

6 贈与税の申告書の書きかた

(1) 申告書第一表

贈与税の申告をする全ての人が使用する申告書です。暦年課税による贈与税額の計算方法については、33、34ページを参照してください。

※「国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用した申告書の作成」については5ページを参照してください。

[illegible]

記号	欄	書きかた									
㊦	「__税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。									
	「__年__月__日提出」	申告書の提出年月日を記入します。									
	「令和〇〇年分」	〇の中に「5」と記入します。									
㊧	「住所」	申告をする人（財産を取得した方。以下同じです。）の住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。									
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。									
	「個人番号又は法人番号」	申告をする人のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入します。									
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入します。 【例：昭和 58 年 9 月 21 日生まれの場合】 <table><tr><td>3</td><td>5</td><td>8</td><td>.</td><td>0</td><td>9</td><td>.</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>	3	5	8	.	0	9	.	2	1
	3	5	8	.	0	9	.	2	1		
「職業」	申告をする人の職業を記入します。										
㊨	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。									
	「生年月日」	贈与者の生年月日を㊧「生年月日」にならって記入します。									
㊩	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。									
㊪	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者が直系尊属である場合は、贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。贈与者が直系尊属以外である場合は、贈与者の続柄に応じて「6～8」のいずれかの数字を記入します。「5」又は「8」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。									
㊫	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、43ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。									
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ 現金・・・・・・・・贈与者の住所 ホ 預貯金等・・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 ヘ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ト その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称									
	「数量」	贈与を受けた財産の面積、株数などを記入します。									
	「単価」	贈与を受けた財産の1平方メートル当たり、1株当たりなどその財産の1単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。 （注）									
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。									
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。									
	㊬	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。								
		「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。								
㊭	「過去の贈与税の申告状況」	過去に、特例税率の適用を受けるために㊫に記入した贈与者との続柄を明らかにする書類を税務署に提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します（提出をしていない場合には記入しません。）。 （注）									
㊮	「不動産番号」	贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合で、贈与により取得した不動産に係る不動産番号を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略するときに記入します（「贈与税の配偶者控除の特例の添付書類（17ページ）」を参照）。									

